

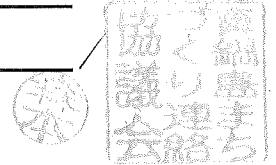
様式第1号（第5条関係）

令和 3 年 4 月 1 日



笠岡市長 殿

所在地	笠岡市真鍋島4093
協議会名	真鍋島まちづくり連絡協議会
協議会長名	会長 森本 康夫



令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,360,000 円

【添付書類】

- (1) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- (2) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- (3) 事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- (4) まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- (5) その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 真鍋島まちづくり連絡協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	総会	令和3年4月	
	理事会	2ヶ月に1回予定	
	各部会	不定期	
活動費の 活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	真鍋のWa	【目的】高齢者が多く人材不足の中で、 ちょっとした発想から生まれる地域の為の 活動を見つけない。 【効果】率先して動けなくてもまだまだ役 に立てることがあるという意欲に繋がる。	防災倉庫の点検、地域の美化活動等
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 真鍋島まちづくり連絡協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,360,000	
その他収入	0	
計	1,360,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	800,000	会長報酬157,280円 事務員賃金53,560×12=642,720円
賃借料	240,000	公会堂賃借料 20,000円×12
光熱水費	120,000	電気代6,000円×12、水道代4,000円×12
運営費	171,000	
消耗品費	34,000	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	5,000	〃
印刷製本費	0	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	102,000	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	0	〃
旅費	30,000	〃
	0	〃
活動費	29,000	
真鍋のWa	29,000	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,360,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運營費積算

計	171,000	円
---	---------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
事務用品	34,000	プリンターカートリッジ6,000円×3、用紙等16,000円
計	34,000	

食糧費

内 容	金 額	積 算
会議等飲料、茶菓子	5,000	8100円×50人
計	5,000	

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
計	0	

修繕料

[illegible]

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
電話代	42,000	3,500円×12
ネット代	60,000	5,000円×12
計	102,000	

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

旅費

内 容	金 額	積 算
船賃	30,000	令和元年度実績 50,620円
計	30,000	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

真鍋のWa

29,000

1月

内 容	金 額	積 算
計	0	

旅費

[illegible][illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

真鍋島本浦公会堂利用料金減免基準

真鍋島本浦公会堂の利用について、次に該当する場合は、その申請に基づき利用料を減免する。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 利用目的 | 真鍋島内のまちづくり協議会が公共の福祉に寄与する活動を行うために、年間を通じ拠点施設として利用するとき |
| 2 | 減免対象 | その他 |
| 3 | 減 免 額 | 申請に基づき月額20,000円を超える額について減免する。ただし、水道光熱費は別途実費相当額を負担するものとする。 |

この減免基準は、平成30年5月1日より適用する。

令和3年4月1日

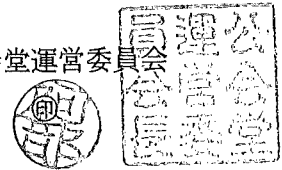
真鍋島まちづくり連絡協議会

会長 森本 康夫 様

真鍋島本浦公会堂使用料減免承諾書

笠岡市真鍋島本浦公会堂運営委員会

委員長 阿部 将夫



平成31年4月1日付けで申請のあった公会堂の利用料金減免申請について、下記のとおり承認します。

記

- 1 利用場所 その他
- 2 利用期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 3 減免額 月額20,000円を超える利用料全額
(ただし、光熱水費は別途実費負担)
- 4 減免理由 真鍋島本浦公会堂利用料減免基準に該当するため

以上

真鍋島本浦公会堂使用料減免申請書

令和3年4月1日

笠岡市真鍋島本浦公会堂運営委員会
委員長 阿部 将夫

申請者 笠岡市真鍋島4093番地
真鍋島まちづくり連絡協議会
会長 森本 康夫



真鍋島本浦公会堂の利用にともない、下記のとおり利用料金減免の申請をいたします。

記

- 1 利用箇所 その他
- 2 利用期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 3 減免額 月額20,000円を超える利用料全額
(ただし、光熱水費は別途実費負担)
- 4 減免理由 真鍋島まちづくり連絡協議会が、公共の福祉に寄与する活動を行うために年間を通じて拠点施設として利用するため。

真鍋島まちづくり連絡協議会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、笠岡市時事基本条例に基づき支えあい笑顔あふれる島づくり、人が集う島づくり、差別のない真鍋島を目的とする。

(名称)

第2条 本会は、真鍋島まちづくり連絡協議会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、真鍋島とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、笠岡市真鍋島4093に置く。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 島に居住する人の生きがいづくり
- (2) 住民のコミュニティの場づくり
- (3) 地域の課題の解決
- (4) 次代につなぐ島づくり
- (5) 住みやすい島づくり
- (6) その他本会の目的に必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域に居住する住民
- (2) その他本会が承認するもの

第3章 役 員

(役員の種別)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 15名以内
- (4) 代議員 50名以内
- (5) 監事 2名
- (6) 必要に応じて相談役及び顧問を置くことができる。

(役員の選任)

第8条 役員の選任は、次のとおりとする。

- (1) 代議員は、第6条に規定する会員が推薦により選出した者について、理事会の決議を経て会長が選任する。
- (2) 理事は代議員の中から互選する。
- (3) 会長及び副会長は、理事の中から互選する。
- (4) 監事は、会員が推薦により選出した者について、理事会の決議を経て会長が選任する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1期1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の任期中であっても、正当な理由があるときは、理事会において理事の3分の2以上の賛成により役員を解任することができる。

3 会長職については、最長6期までとする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会務を総括する。

3 代議員は、総会に出席し、地域の課題などを協議するほか、実践活動の中心的な役割を担う。

4 監事は、本会の事業及び会計監査を行う。

第4章 事務局職員

(事務局職員)

第11条 本会の会計及び日常業務を処理するため、事務局職員を置く。

2 事務局職員の任命及び解任は、理事会の決議を経て会長が行う。

3 事務局職員の勤務形態及び賃金等の労働条件の決定または変更は、理事会の決議を経て会長が決定する。

第5章 会 議

(会議)

第12条 会議は会長が招集する。

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第14条 総会は、第7条の規定する役員を持って構成する。

第15条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときに開催する。

(1) 理事会の同意を得て、会長が必要と認めたとき。

(2) 役員3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき。

第16条 総会は、役員2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

第17条 総会の議長は、その総会において出席した役員の中から選出する。

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の改廃

(2) 役員の選任

(3) 事業計画及び事業報告

(4) 予算及び決算

(5) その他重要事項に関すること。

第19条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

1 前項に規定にかかわらず、前条第1号に規定する規約の改廃は、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者数

(3) 開催目的、審議事項及び決議事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録は、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が署名捺印しなければならない。

(理事会)

第21条 理事会は、会長、副会長、理事で構成し、本会の運営について協議する。

(部会)

第22条 総会及び理事会で議決された事項を実施するため、必要に応じて部会を設けることができる。

第6章 会 計

(会計)

第23条 本会の運営に関する経費は、委託料、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 その他

第25条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

附 則

1 この規約は、平成24年1月21日から施行する。

2 本会の設立初年度の会計年度は、第24条の規定にかかわらず、設立の日から平成24年3月31日までとする。

3 この規約は、平成28年5月1日から執行する。

4 この規約の一部変更は、平成30年4月19日より実施する。